

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項（第五項本文、第六項後段）の規定によつて、次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、西部県税事務所長から報告があつた。

平成二十七年十月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 （氏 名） 称	主たる事務所又は 事業所の所在地	取 消 年 月 日
有限会社やまて	広島市安佐北区三入三丁目一七番一九号	平成二十七年八月五日